

広島市告示第15号

令和8年1月16日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、広島市市営富士見町第五駐車場の休止を定めた令和8年1月9日付け広島市告示第8号を次のとおり改正します。

広島市長 松 井 一 實

表広島市市営富士見町第五駐車場の項中「令和8年1月15日（木）午後5時から同月16日（金）午後5時まで」を「令和8年1月15日（木）午後5時から同月16日（金）午前9時まで」に改める。